

令和3年度 給与改定の概要について

第1 議員及び常勤特別職 【議案第88号・89号関係】

1 期末手当の引き下げ

(1) 令和3年度

6月期		12月期		年間支給割合	
現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
1.675月	改定なし	1.675月	1.575月	3.35月	3.25月
			▲0.1月		▲0.1月

(2) 令和4年度以降

6月期		12月期		年間支給割合	
改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
1.675月	1.625月	1.575月	1.625月	3.25月	改定なし
	▲0.05月		+0.05月		

2 改定の実施時期

- 1 (1) については、令和3年12月1日から実施する。  
 1 (2) については、令和4年4月1日から実施する。

第2 一般職 【議案第90号関係】

1 期末手当の引き下げ

(1) 令和3年度

再任用職員以外の支給割合

	6月期		12月期		年間支給割合	
	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
期末手当	1.275月	改定なし	1.275月	1.125月	2.55月	2.4月
				▲0.15月		▲0.15月
勤勉手当	0.95月	改定なし	0.95月	改定なし	1.9月	改定なし
計	2.225月	改定なし	2.225月	2.075月	4.45月	4.3月
				▲0.15月		▲0.15月

再任用職員の支給割合

	6 月期		12 月期		年間支給割合	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
期末手当	0.725 月	改定なし	0.725 月	0.625 月 ▲0.1 月	1.45 月	1.35 月 ▲0.1 月
勤勉手当	0.45 月	改定なし	0.45 月	改定なし	0.9 月	改定なし
計	1.175 月	改定なし	1.175 月	1.075 月 ▲0.1 月	2.35 月	2.25 月 ▲0.1 月

(2) 令和4年度以降

再任用職員以外の支給割合

	6 月期		12 月期		年間支給割合	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
期末手当	1.275 月	1.2 月 ▲0.075 月	1.125 月	1.2 月 +0.075 月	2.4 月	改定なし
勤勉手当	0.95 月	改定なし	0.95 月	改定なし	1.9 月	改定なし
計	2.225 月	2.15 月 ▲0.075 月	2.075 月	2.15 月 +0.075 月	4.3 月	改定なし

再任用職員の支給割合

	6 月期		12 月期		年間支給割合	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
期末手当	0.725 月	0.675 月 ▲0.05 月	0.625 月	0.675 月 +0.05 月	1.35 月	改定なし
勤勉手当	0.45 月	改定なし	0.45 月	改定なし	0.9 月	改定なし
計	1.175 月	1.125 月 ▲0.05 月	1.075 月	1.125 月 +0.05 月	2.25 月	改定なし

2 改定の実施時期

- 1 (1) については、令和3年12月1日から実施する。
- 1 (2) については、令和4年4月1日から実施する。